

令和7年度 農業資材適正処理推進事業補助金の概要

現在、プラスチック被覆資材等を利用した栽培の増加に伴い、毎年多量の使用済みプラスチックが排出されています。しかし、環境問題等から処分方法が見直され、有料で処分しなければならなくなり、農家負担が大きくなっています。

この補助金は、処分に要する費用の一部を補助金として交付し、農家負担の軽減を図る制度です。

令和7年度は下記の回収を対象といたしますのでご活用下さい。

なお、不明な点につきましては、観光産業課または、いるま野農協第2営農販売センターまでお問い合わせください。

記

①令和7年度の予算額は800,000円です。

補助額＝個人の処理金額×補助率

(補助率は、予算額を全体の処理金額で割って算出します。)

②対象物は、廃ポリ（肥料ポリ袋・ポリエチレンフィルム・農PO・農サクビ）と廃ビニール（塩化ビニール）の2種類です。

③回収場所は、いるま野農協東部第1共販センター及び第2共販センターです。

回収実施予定は、下記のとおりです。

<u>廃ポリ</u>	<u>令和7年7月、10月</u>
	<u>令和8年1月</u>

<u>廃ビニール</u>	<u>令和7年10月</u>
--------------	----------------

④いるま野農協での回収の方（個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る）は、申請した内容が、直接いるま野農協より役場へ情報があがりますので、特別な手続きは必要ありません。

⑤いるま野農協での回収の方（個人情報取扱いについて同意書を提出されない方）及びいるま野農協以外の産廃業者に処分をお願いした場合は、その領収証を三芳町観光産業課までご提出ください。

〔補助金についての問い合わせ〕 三芳町観光産業課

電話：258-0019(内線212)

〔回収についての問い合わせ〕 いるま野農協 第2営農販売センター

電話：274-1466